

2016年度事業計画

■基本方針

2015年度を目途に組み立てられた、「ミレニアム開発目標（以下MDGs*¹）」は、極度の貧困層の半減など、改善は見られた。本年度より2030年度を達成目標に、「あらゆる形態の貧困の撲滅」などを対象とした「持続可能な開発目標（以下SDGs*²）」が採択され、新たな世界共通の開発目標が定められた。「ミレニアム開発目標」の分野においては、本会も少なからず寄与したと自負している。

2016年度は、改めて未だに見過ごされている貧困やそれが原因の様々な社会的課題において、当事者が主体的に課題解決に向けて取り組む活動を支援していくべきだと考える。そのためには、支援活動の基盤を確固たるものにしていく必要がある。地域を地盤とした広報活動・国際理解教育・交流活動を一層活発化したい。

開発支援事業においては、従来通り、「取り残されている極度の貧困層」の人々の基本的生存条件の確立として、安全な水や衛生設備、教育、医療などの基本的生存条件（BHN*³）の確保といった支援を第一として取り組みつつ、経済的自立を補う小規模産業育成などの経済的支援や人材育成などを行い、当事者の自助への機会を提供する。これらの開発支援と同時に植林などの環境保護を行い、持続的な形で地域が発展できるよう取り組む。

国際交流事業においては、本会が持つアジア各国、各地域の現地提携団体同士の交流プログラムやセミナーを通して、「取り残されている極度の貧困層」の救済と持続可能な地域発展に対する共通の課題と役割を確認し、相互の課題に対する「理解と協力と連帯」の輪を確立していく。

災害・紛争の罹災者に対する生活支援事業は、2015年4月末に発生したネパール中部大地震における被災者の復興支援に引き続きあたり、被災者が安心して生活を送れるよう地域・居住環境の整備を行う。

普及啓発事業においては、貧困に悩む開発途上国の地域の問題と日本国内の地域の問題との繋がりを見だし、相互に連帯を作り出すところに本会の市民による国際協力団体の意義がある。従って、各種の広報活動を通じて、支援者が自発的に普及啓発活動に参加できる機会をつくる。同時に地方自治体や企業、労働組合などとの連携を図り、国際支援協力活動の支援の輪を広げるとともに、地域の問題とも協力連帯していけるシステムを作っていく。

*1：Millennium Development Goals *2：Sustainable Development Goals

*3：Basic Human Needs

I. 公益目的事業 1 開発支援事業

本会の基本方針のもと、貧困層の人々に対して「水」、「子ども」、「貧困対策」、「環境」等、以下の支援を行う。

A. 水事業 —安全な飲料水供給を目指して—

本会の開発支援事業の根幹の事業であり、アジアの農村における貧困層の生活基盤づくりを行う第一歩として、必要不可欠な事業である。今年度も「取り残された人々や地域」に着目し、下記の国々に井戸及び水道パイプラインの確保やそれに関連する活動を行い、当事者の生活の基盤・整備とともに健康や衛生環境、生産性の向上を行う。

1. 井戸・飲料水供給

インド	9基
カンボジア	21基
スリランカ	11基
ネパール	15基
バングラデシュ	10基
フィリピン	16基
ミャンマー	3基
合計	85基

B. 子ども事業 — 貧困状況の中にいる子ども支援事業 —

いかなる社会においても子どもたちの教育を受ける権利は保証されている。しかしながら、家族の貧困の状況に応じて、子どもたちが初等教育を受けることができなくなっているのが現状である。これらの問題に対応するために教育に関連する下記の内容の事業を行う。

1. 初等教育普及・向上事業

(1) アジア里親の会

- 1). 貧困層の子どもたちが通う学校への支援を通して、教育内容、環境の改善を図ると同時に、学業教育の補習だけでなく子どもたちが初等教育から脱落しないよう、人間形成のための教育を提供する。(インド、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン)

2. 教育設備・環境整備

(1) 学校建設

- 1). 基礎教育就学中の子どもたちが安心、安全な学校環境の中で勉学に励むことが出来るように校舎の建設または増設や修繕を行い、教育環境を整備する。(インド、ネパール、モンゴル)

(2) 教育環境設備

- 1). 初等教育に必要な不可欠な教材や道具、不足している机やイスを補充し、教育環境を整える。(インド)

3. HIV/AIDS 子ども感染予防

(1) HIV/AIDS 支援

- 1). HIV/AIDS の感染下にある家族の生活改善のために、医療供給、栄養指導、学校へ HIV/AIDS 啓発プログラムを実施する。(インド)

4. 栄養改善とストリート及びスラムの子どもたちの保護・教育支援

(1) 栄養改善

- 1). 十分な食事を摂れない農村の子どもたちに学校給食を通じた栄養改善、栄養教育、指導により、健康維持支援を行う。(ネパール)

(2) ストリート及びスラムの子どもたち支援

- 1). ストリート及びスラムの環境下にいる子どもたちの生活習慣改善のために給食を行なうと同時に初等教育から脱落しないよう、学業補習の他、人間形成のためのプログラムを行う。(インド、フィリピン)

C. 貧困対策事業 — 収入・雇用を生み出す各種支援事業 —

貧困に苦しむ人々への支援として、下記の内容の経済的支援を行い、継続的な収入源を確保する、もしくは確保可能な機会を供給すると同時に、貧困に再び陥ることのないよう、医療や衛生環境の整備を通して、生活環境の改善につとめる。

1. マイクロクレジット支援・能力開発

(1) マイクロクレジット支援

- 1). 農村の貧困層の女性グループや個人への生業環境の安定化と所得向上を目的としたマ

イクロクレジット（少額融資）を実施する。（カンボジア）

(2) 小規模産業育成支援

- 1). 農村の貧困層グループのための養蜂技術及び乳牛飼育等の現地の素材を生かした支援事業を通して、所得の向上を図る。（インド、ネパール、フィリピン）
- 2). マングローブ植林を通して、貧困層の漁師のための漁場を作り出し、生計向上を図る。（フィリピン）

(3) 能力向上

- 1). 農村の人々の個々が抱える問題と解決案を引き出す農村開発相談員を支援する。（スリランカ）

2. 保健衛生指導・医療

(1) 医療支援

- 1). 山間農村の医療改善及び指導のためのプログラムを実施する。（ネパール）
- 2). 農村僻地に診療所を設立し、住民の健康を維持する（インド）
- 3). 地域医療の改善のために農村医療機関の設備支援を行う。（中国）

D. 環境事業 —環境保全、再生エネルギー導入に必要な各種支援事業—

気候変動への対策は、急務であり SDGs における目標の一つである。アジアの途上国において急速な経済開発における環境汚染は、深刻であり、国の環境汚染政策と実施は、遅れをとっている。本会は、「取り残された貧困層の人々」でさえも、目先の雇用や経済開発にとらわれないよう、持続的に地域を発展させていくために、下記の内容の事業を実施し、環境保護とそのための啓発活動を行い、当事者の環境に対する意識変化を促す機会を提供する。

1. 植林、水源涵養林養育支援

(1) 植林

- 1). 森林伐採や自然災害による環境破壊を食い止めるための森林保全支援を実施。地域住民による森林組合を通して、植林と森林資源の計画的利用促進及び果樹による村おこしプロジェクトを実施する。（ネパール）
- 2). 環境保全の啓発のための植林を実施する。（インドネシア）

(2) 水源涵養林養育

- 1). 薪使用による森林伐採が著しい水源地再生のための植林支援を実施する。（フィリピン）

2. 環境改善・国際グリーンスカウト

(1) 国際グリーンスカウト活動普及啓発支援

- 1). 本会主導の国際緑化推進活動（グリーンスカウト運動）の普及・啓発に努める。（インド、ネパール）

(2) 学生への環境教育

- 1). 学校生活の中に、清掃活動を導入し、併せて地域環境に目を向け、地域を守り地域に貢献できる子どもの育成により持続可能な社会づくりを目指す。（ネパール）

3. 再生可能エネルギー資源活用・普及

(1) バイオガスプラント建設

- 1). 森林伐採による環境破壊を止める目的として薪の代替エネルギー装置であるバイオガ

スプラント（家畜牛の糞の発酵により天然ガスを発生させる）を設置し、循環型生活の普及を図る。（ネパール）

E. サイクル・エイド事業 —放置自転車再生事業—

1. 大阪府内の放置自転車を再生し、本会の海外活動地域に贈る。（タイ、フィリピン）

II. 公益目的事業2 国際交流事業

本会の基本理念の下、今年度基本方針に基づき、下記の事業を通して、人的ネットワークに必要な不可欠な共通認識と課題の共有を図り、それに必要な人材を育成すると同時に研修やセミナーを通してネットワーク機能の強化を図る。

A. 人材交流・育成事業

貧困なきアジア社会の実現に貢献出来る人材に対して、専門的な知識と実践能力がつけられるように下記の事業を実施する。

1. 奨学金支援

- 1) アジア各地の提携 NGO の現地スタッフが、地域開発を専門的に学ぶための奨学金を支援する。現在、フィリピンのアジア社会科学院（Asian Social Institute =ASI、社会学、地域開発学などを専門に取り扱う大学院大学）の地域開発コースや関連機関への就学希望者を公募により派遣している。
本年度3名（インド、ネオアール、フィリピン各1名）予定

2. 海外ボランティア研修制度

- 1) 日本の青年を現地に派遣し、本会の支援事業における様々な取り組みを学ぶ海外ボランティア研修制度を実施する。

B. ネットワーク推進事業

貧困緩和を目的として集まった人的ネットワークの繋がりを強化するためには、各自が実践の中で抱えている課題を共有化し、諸施策を共に考え、見出すことが必要である。その機会を供給するために、以下の事業を実施する。

1. 国際会議

(1) アジア国際ネットワークセミナー

第26回アジア国際ネットワークセミナーをインド（バンガロール）にて実施し、共生社会実現のための基本的枠組みや政策を検証し、実現するためのアクションプランを採択する。

(2) 国際ネットワーク情報機能強化事業

国際ネットワークの機能強化を図るために、国際ネットワーク事業調整機関（AFS/ICO）を強化し、現地協力スタッフを各地に配置し、貧困活動情報の収集、ネットワーク活動に関する広報・啓発活動、情報共有などを行う。

(3) アジア・フレンドシップ夢基金

アジア各国の現地提携団体と連携して、国際共同資金「アジア・フレンドシップ夢基金」の推進強化を行う。

(4) アシア・ユースサミット

第4回アジア・ユースサミットにて参加高校生自らが立案した「地域を良くするプロジェクト」実施を継続して支援する。

2. 国際体験交流（スタディツアー等）

(1) スタディツアー

スタディツアーを通して、社会経済、文化、環境などの学びの場を作ると同時に本会の事業の啓発を行う。

III. 公益目的事業3 災害・紛争の罹災者に対する生活支援事業

2015年4月末に発生したネパール中部大地震の被災者に対して下記の内容の復興支援を行い、被災者の生活の安心と安全を確保し、更なる復興に向けて被災者が取り組める基盤作りを行うと同時に東日本大震災被災者支援事業の検証と更なる発展に向けたスタディツアーの実施。

A. 災害等罹災者支援事業

1. ネパール中部大地震被災者支援

- (1). ネパール中部大地震被災者の生活の安心と安全の確保のために耐震性のある家屋を建設し、住環境を整備すると同時に、安心と安全のある居住区モデルを形成し、その他の被災地域へと波及させる（ネパール）

2. 東日本大震災災害復興支援

- (2). 東日本大震災被災地訪問を通じた支援事業の評価と検証を行う。

IV. 公益目的事業4 普及啓発事業

国際協力への理解と普及のためには、当事国で起こっている様々な社会的課題を当事者の立場になって考え、行動をすることが必要である。本会の国内活動は、当事国で起こっている問題と日本の各地域や人々を「繋げる」重要な場であり、理解者を増やす貴重な場である。従って、本会の活動・事業の内容を通して、本会への理解者や賛同者を増やす機会を作ると同時に、参加して良かったと思えるボランティア環境の整備を行う。

A. 地域広報活動事業

幅広い年齢層をターゲットにして、国際協力、国際理解、社会奉仕などのプログラムや講座の実施を通して、理解者、賛同者の輪を広げるために下記の事業を実施する。

1. 本部活動

市民による国際協力活動を広めるために事務局を中心に各種の事業を実施する。

(1) JAFS チャリティプログラム

本会の開発支援事業に寄附するためのチャリティバザーやコンサートなどのプログラムを実施する。

(2) 国際理解教育講座の推進

日本国内の小学校、中学校、高校、大学、企業などに本会の職員を派遣し、アジアの文化理解と貧困問題に関する国際理解教育講座を実施する。

- (3) 国際協力ボランティア啓発活動
本会の開発支援事業の報告会や国際ボランティアに関する様々な事例を紹介し、より多くの人たちが国際協力活動に参加できる機会を提供する。
- (4) アジア文化理解講座
アジア家庭料理教室、異文化理解講座、その他を実施する。
- (5) 大学機関からの研修生、実習生受入れプログラム
本年度も引き続き大学機関から研修生、実習生を数名受入れ、本会の活動やボランティア活動を学ぶ場を提供する。
- (6) 関連プログラム／他団体協力及び他セクターとの協働
国際協力に関する他団体とのプログラム（ワンワールドフェスティバル、グローバルフェスタなど）を実施する。

2. 地域広報啓発活動（地区活動）

日本国内の各地域にて本会の活動の普及啓発を担う「地区会」の結成を計り、地域活動ボランティアリーダー（地区世話人）を中心に各種の事業を実施する。

- (1) 地区活動
 - 1). 日本国内各地域の地区世話人を中心とし、本会事業の啓発を目的とした「ぞうすい＝贈水の会」及び「ウォーカーソン」（チャリティウォーク）などを実施する。
 - 2). その他、特に必要とされる各事項を実施する。

3. 広報

機関誌やウェブなどのメディアを通して、本会の活動を広く知らせて理解を深めてもらい、本会の活動に多数の人々が参加する機会を提供する。

- (1) アジアネット
 - 1). 本会の活動報告のための機関誌「アジアネット」を年4回発行する。
- (2) ホームページ／メールマガジン
 - 1). 本会の活動をホームページやメールマガジン、フェイスブックを通して知らせ、本会への理解を深めてもらう。

4. プロジェクト支援（支援会・ファミリーグループ）

- (1) 支援会／ファミリーグループ活動
 - 1). 本会の開発支援事業を支え、協力の輪を拡げていくための活動を実施する。

5. 関連市民活動

- (1) 関西ナショナル・トラスト協会
 - 1). 京都府南丹市美山町の施設「美山楽舎」を中心に、農業及び、自然保護活動などを企画・実施する。
- (2) グリーンベイ OSAKA
 - 1). 大阪府堺市の堺第7-3区における共生の森づくりなどの事業を実施する。
- (3) 日本を良くする会（MAKE JAPAN）
 - 1). 日本国内における諸問題に関する啓発のためのセミナー及び定例会を実施する。

B. 環境保全・環境教育（国際グリーンスカウト活動）

自然環境保全を通して、生命の大切さ、人と人との繋がり的重要性を、自然体験を通して理解し、国際協力や環境保全を实践できる青少年を育成し、参加する青少年だけでなく、両親からの理解を通して、より多くの賛同者を得るために下記の事業を実施する。

1. 環境保全、環境教育活動

(1) 土と水と緑の学校

- 1). 2016年8月に第33回土と水と緑の学校を和歌山県新宮市高田にて開催する。

(2) 美山・土と水と緑の自然学校

- 1). 2017年3月に第5回美山・土と水と緑の自然学校を京都府南丹市美山町にて開催する。

(3) 各部会活動

- 1). 国際グリーンスカウト（大阪、吹田、寝屋川・枚方）における環境保全に関するプログラムを実施する。
- 2). その他、他団体との連携を含めた環境保全活動を実施する。

V. 運営管理

これまで通り、ガバナンス・コンプライアンスルールの遵守及びアカウンタビリティの重視・徹底を図り、組織基盤の強化を引き続き行っていく。公益法人として遵守すべき事項についての日常的な管理を強化してゆく。本会活動事業は、運営管理機関である社員総会、理事会を中心に以下の管理運営体制の下で執行する。

<2016年度活動体制>

1. 総会 年一回（6月11日）
2. 理事会 通常理事会 年回4（5月、9月、12月、3月）
（本年度は役員改選の年であるため、6月に臨時理事会を開催。）
3. 常任理事会 必要に応じ開催
4. 理事会各常置委員会
 - 1). 総務財務委員会（8月を除く、毎月）
 - 2). その他の活動事業関係委員会（随時必要に応じて開催）
5. 地区世話人会 各地区において随時開催
6. 事務局（業務日、原則、日曜祝日を除く毎日）

理事会各常置委員会においてガバナンスの強化を図るための内部管理活動を実施する。具体的には諸規定・規則の整備・強化を立案し、事務局内にて随時相談、合意し、理事会において決定する。

VI. 会員目標

会員目標	2,650
<内訳>	
1. 社員（正会員）	250
2. 賛助会員	
A. 維持会員	1000
B. 賛助会員	1200
C. ジュニア	100
D. 団体会員	20
E. 法人賛助	80

以上